

第9回北栄町公民館まつり開催要項

- 1 目的 公民館及び自治会公民館等で活動するあらゆる個人・クラブ・団体が日頃の成果を発表し、公民館活動と地域活動の輪をひろげていくため、公民館まつりを開催し、まつりを通じ相互の交流を図り、豊かな人間関係の形成と、学習・文化活動を深めていくことを目的とする。
- 2 主催 北栄町公民館まつり実行委員会・北栄町中央公民館
- 3 後援 北栄町中央公民館大栄分館・北栄町自治会長会・北栄町・北栄町教育委員会・北栄町文化団体協議会
- 4 期日及び会場

	作 品 展		ほくえいふれあい芸能発表会	体験コーナー等
期 日	平成27年1月24日(土) から 2月1日(日)	期 日	平成27年2月1日(日)	平成27年1月24日(土) から 2月1日(日)
時 間	午前9時から午後5時 (初日のみ9時30分から)	時 間	午前9時30分から午後4時 (開場受付9時から)	午前9時から午後4時
会 場	北条農村環境改善センター	会 場	大栄農村環境改善センター	北条農村環境改善センター
出 展 部 門	日本画・洋画・書道・写真・ 陶芸・水墨画・イラスト・塗 り絵・工芸・木工・ちぎり絵・ おりがみ・切り絵・木目込み 人形・はた織り・パッチワー ク・手芸・俳句・川柳・短歌・ 絵手紙・生け花・郷土料理・ 俳画・園芸山野草・その他	出 演 部 門 (演目)	民踊・舞踊・ダンス・歌唱・ 安来節・銭太鼓・尺八・リス ム体操・カラオケ・大正琴・ アカペラ・和太鼓・新舞踊・ 剣詩舞・その他	公民館活動と地域の輪をひろ げていくため、希望する個 人・クラブ・団体等が体験コ ーナー等を実施する。 (注) 開催日、時間等の詳細につい ては後日調整を行い、12月 22日(月)までに決定する。
出 展 規 定	・各部門につき一人1点 (園芸3点、山野草5点まで) ・作品カードに記入し、作品 の裏面に貼付すること。 ・書道については釈文を楷書 で書き、申し込み時に提出 すること。	出 演 規 定	・1演目7分以内とする。 ・カラオケは一人1曲、2コ ーラスとする。 ・出演者は1月31日(土) のリハーサルに必ず参加す ること。 ・個人出演は高校生以上と する。	

5 申込方法

12月15日(月)午後5時までに規定の申込書により北栄町中央公民館(電話36-2062)又は、北栄町中央公民館大栄分館へ申し込むこと。ファックスで申し込む場合は中央公民館(36-5562)とする。

6 芸能発表会プログラム編成、作品展の作品飾り付け等

- (1) 12月19日(金)午前9時30分から実行委員会を開催し、作品展の作品展示場所、芸能発表会の出演者等を決定する。
- (2) 芸能発表会プログラム編成会議を、1月11日(日)午前10時から北栄町中央公民館(北栄町土下112)において、実行委員会委員及び出演者(団体の場合は代表者)で行う。
- (3) 1月22日(木)午前10時から展示作品の飾り付けを文化教室・学習教室代表者等と実行委員会委員で行う。

7 展示作品の搬入及び搬出

作品の搬入搬出は、原則、北条農村環境改善センターとする。ただし、事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 搬入 1月21日(水)午前9時～正午までに搬入すること。
- (2) 搬出 2月2日(月)午前9時～正午までに搬出すること。

8 開催案内等

- (1) 音声告知機、ケーブルテレビ、町報、主な行政施設等にチラシを配布等により周知する。
- (2) 出展目録、出演プログラムを作成する。

9 町マイクロバスの運行

ほくえいふれあい芸能発表会開催日(2月1日(日))については、町マイクロバスを運行する。

10 その他

主催者は、公民館まつりの広報・宣伝・資料等作成のために、出展作品等を写真撮影できるものとする。